



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次（\*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

- 告示
  - 195 令和8年度特定計量器定期検査 （商工企画課）..... 1
  - 196 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための検査の実施 （畜産課）..... 3
  - 197 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための注射の実施 （ " ）..... 4
- 訓令
  - \*3 和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 （医務課）..... 5

## 告 示

### 和歌山県告示第195号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第2項の規定により、令和8年度特定計量器定期検査の対象となる特定計量器、実施区域、実施場所及び実施期日を次のとおり定めたので、告示する。

令和8年3月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 対象となる特定計量器

非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 集合場所検査

実施区域	実施場所	実施期日
紀美野町	紀美野町役場長谷毛原出張所	令和8年4月23日
	紀美野町役場国吉出張所	〃
	JAわかやま紀美野営農生活センター	〃
	紀美野町農業構造改善センター	令和8年4月24日
	紀美野町中央公民館	〃
海南市	海南市民交流センター	令和8年5月12日
	旧加茂川幼稚園	〃
	海南保健所	〃
	塩津コミュニティセンター	令和8年5月13日
	海南市下津行政局	〃
	亀川公民館	令和8年5月14日
	海南市役所野上支所	〃
	黒江防災コミュニティセンター	〃
	内海公民館	令和8年5月15日
	海南保健福祉センター	〃

広川町	広川町役場	令和8年5月19日
湯浅町	田村出荷組合	令和8年5月20日
	〃	令和8年5月21日
	湯浅町役場	令和8年5月22日
有田川町	有田川町安諦地区基幹集落センター	令和8年6月3日
	清水保健センター	〃
	JAわかやまAQ選果場(東部第二)	令和8年6月4日
	JAわかやま清水営農センター城山サブセンター	〃
	有田川町役場金屋庁舎	令和8年6月5日
	きびドーム	令和8年6月10日
	〃	令和8年6月11日
	〃	令和8年6月12日
串本町	串本町公民館田並支館	令和8年6月17日
	串本町文化センター	令和8年6月18日
	串本町立町民文化センター	令和8年6月19日
	山村交流センター	〃
有田市	宮崎公民館	令和8年6月24日
	宮原公民館	〃
	保田公民館	令和8年6月26日
	初島公民館	〃
	有田市民会館	令和8年6月30日
岩出市	岩出市立市民総合体育館	令和8年7月3日
那智勝浦町	宇久井区民会館	令和8年7月8日
	那智勝浦町役場色川出張所	〃
	天満公民館	令和8年7月9日
	和歌山東漁業協同組合浦神支所	〃
	那智勝浦町役場下里出張所	〃
	那智勝浦町役場太田出張所	〃
	那智勝浦町役場	令和8年7月10日
北山村	北山村観光センター	令和8年9月10日
田辺市本宮町	田辺市本宮行政局	令和8年9月11日
新宮市	新宮市熊野川行政局	令和8年9月11日
	佐野会館	令和8年9月16日
	新宮市立総合体育館	令和8年9月17日
	〃	令和8年9月18日
	高田グリーンランド	〃

太地町	太地町公民館	令和8年10月7日
古座川町	古座川町役場七川出張所	令和8年10月8日
	明神生活改善センター	〃
	古座川町中央公民館	令和8年10月9日
紀の川市	紀の川市役所那賀支所	令和8年10月14日
	粉河ふるさとセンター	令和8年10月15日
	紀の川市役所貴志川支所	令和8年10月16日
	紀の川市役所桃山支所	〃
	紀の川市役所本庁南別館（打田保健福祉センター）	令和8年10月22日
	〃	令和8年10月23日

### 3 所在場所検査

2の規定にかかわらず、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号のいずれかに該当する場合にあっては、令和8年4月23日から令和9年3月31日までの間に、その計量器の所在する場所において実施する。

### 和歌山県告示第196号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

#### 1 実施の目的

- (1) 伝達性海綿状脳症の発生予防のため
- (2) 高病原性鳥インフルエンザの発生予察のため
- (3) 低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため
- (4) 腐蝕病の発生予防のため
- (5) アカバネ病の発生予察のため
- (6) アイノウイルス感染症の発生予察のため
- (7) チュウザン病の発生予察のため

#### 2 実施する区域

- (1) 伝達性海綿状脳症検査 県内全域
- (2) 高病原性鳥インフルエンザ検査 県内全域
- (3) 低病原性鳥インフルエンザ検査 県内全域
- (4) 腐蝕病検査 県内全域
- (5) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が必要であると認めた区域
- (6) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が必要であると認めた区域
- (7) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が必要であると認めた区域

#### 3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

- (1) 伝達性海綿状脳症検査 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛の死体（同条第2項ただし書に該当する場合を除く。）及び月齢又は推定月齢が満18月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体

- (2) 高病原性鳥インフルエンザ検査 家きん
- (3) 低病原性鳥インフルエンザ検査 家きん
- (4) 腐蛆病検査 蜜蜂
- (5) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が必要であると認めた牛
- (6) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が必要であると認めた牛
- (7) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が必要であると認めた牛

#### 4 実施の期日

- (1) 伝達性海綿状脳症検査 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (2) 高病原性鳥インフルエンザ検査 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (3) 低病原性鳥インフルエンザ検査 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 腐蛆病検査 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) アカバネ病検査 原則として令和8年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (6) アイノウイルス感染症検査 原則として令和8年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (7) チュウザン病検査 原則として令和8年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬

#### 5 検査の方法

- (1) 伝達性海綿状脳症検査 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林水産省令第35号）第9条第2項に規定する方法
- (2) 高病原性鳥インフルエンザ検査 血清抗体検査（エライザ検査）その他必要な検査
- (3) 低病原性鳥インフルエンザ検査 血清抗体検査（エライザ検査）その他必要な検査
- (4) 腐蛆病検査 臨床検査及び細菌検査
- (5) アカバネ病検査 臨床検査及び血清学的検査
- (6) アイノウイルス感染症検査 臨床検査及び血清学的検査
- (7) チュウザン病検査 臨床検査及び血清学的検査

### 和歌山県告示第197号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の注射を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項において読み替えて準用する同法第5条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

#### 1 実施の目的

- (1) 牛伝染性鼻気管炎の発生予防のため
- (2) 牛ウイルス性下痢の発生予防のため
- (3) アカバネ病の発生予防のため
- (4) アイノウイルス感染症の発生予防のため
- (5) チュウザン病の発生予防のため
- (6) 豚熱の発生予防のため
- (7) 豚丹毒の発生予防のため
- (8) 流行性脳炎の発生予防のため
- (9) 炭疽<sup>ま</sup>の発生予防のため

#### 2 実施する区域

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 県内全域
- (2) 牛ウイルス性下痢予防注射 県内全域
- (3) アカバネ病予防注射 県内全域

- (4) アイノウイルス感染症予防注射 県内全域
- (5) チュウザン病予防注射 県内全域
- (6) 豚熱予防注射 県内全域
- (7) 豚丹毒予防注射 紀南家畜保健衛生所の管轄区域で同所長が必要であると認めた区域
- (8) 流行性脳炎予防注射 県内全域
- (9) 炭疽予防注射 紀北家畜保健衛生所の管轄区域で同所長が必要であると認めた区域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛
- (2) 牛ウイルス性下痢予防注射 牛
- (3) アカバネ病予防注射 牛
- (4) アイノウイルス感染症予防注射 牛
- (5) チュウザン病予防注射 牛
- (6) 豚熱予防注射 豚
- (7) 豚丹毒予防注射 豚
- (8) 流行性脳炎予防注射 豚（繁殖豚に限る。）
- (9) 炭疽予防注射 牛

4 実施の期日

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 注射の方法

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛伝染性鼻気管炎等予防液を筋肉内に注射する。
- (2) 牛ウイルス性下痢予防注射 牛ウイルス性下痢等予防液を筋肉内に注射する。
- (3) アカバネ病予防注射 アカバネ病等予防液を筋肉内に注射する。
- (4) アイノウイルス感染症予防注射 アイノウイルス感染症等予防液を筋肉内に注射する。
- (5) チュウザン病予防注射 チュウザン病等予防液を筋肉内に注射する。
- (6) 豚熱予防注射 豚熱予防液を皮下又は筋肉内に注射する。
- (7) 豚丹毒予防注射 豚丹毒予防液を皮下に注射する。
- (8) 流行性脳炎予防注射 豚流行性脳炎予防液を皮下に注射する。
- (9) 炭疽予防注射 炭疽予防液（無莢膜弱毒株）を皮下に注射する。

訓 令

和歌山県訓令第3号

福 祉 保 健 部  
和歌山県立こころの医療センター

和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令  
和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程（平成14年和歌山県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(交替制勤務に服する職員の勤務時間等)	(交替制勤務に服する職員の勤務時間等)

第4条 交替制勤務に服する職員の勤務時間等については、職員の区分及び勤務の区分に応じ、次の表に定めるところによる。この場合において、個々の職員の勤務区分は、院長が指定するものとする。

職員の区分	勤務区分	勤務時間	休憩時間
略			
看護職員	略		
	第5	略	略
	第6	休憩時間を除き、午後1時00分から午後9時45分までとする。	午後5時00分から午後6時00分までとする。
略			

2 略

第4条 交替制勤務に服する職員の勤務時間等については、職員の区分及び勤務の区分に応じ、次の表に定めるところによる。この場合において、個々の職員の勤務区分は、院長が指定するものとする。

職員の区分	勤務区分	勤務時間	休憩時間
略			
看護職員	略		
	第5	略	略
略			

2 略

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。